

名古屋市告示第563号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 医科

医 療 機 関 名		医療法人多代小児科	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神 125番地の 1	
	新	名古屋市緑区浦里五丁目 135番地の 3	
変 更 年 月 日		令和 6年10月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名		中部矯正歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中村区名駅三丁目21番 4号	
	新	名古屋市中村区名駅三丁目19番14号	
変 更 年 月 日		令和 6年10月 5日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課